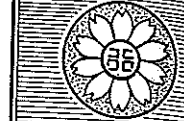


大阿寒の美

雌阿寒岳より夜明の雄阿寒岳
を望む美しい雄大なる光景



北海道行政書士会報

発行所
札幌市南1条西5丁目
(愛生館ビル)
北海道行政書士会
T 25-4073番
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
T ⑦7151-3番

第九号 解 散
本会の存続期間は設立許可の日から何年と

至急納入下さるようお願いいたします。
次に、会費の納付は会則の附則別添第

第四九号
会 報 も く じ

一、年頭の挨拶……………2

会長 渡辺慶吉

一、昭和四十四年度の

会員移動調……………3

一、欧州の旅(其の八)……………3

総務部長 犬飼竹治

一、業務資料……………3

参 考

昭和四十四年度
一、行政書士試験問題……………5

新年おめでとごぞいませ

会長 渡 辺 慶 吉

昭和四十三年六月三日第八九号を以て公布された、社会保険労務士法が、昨年十二月二日施行、同年六月十日労働者より社会保険労務士免許証の交付を受け、翌十七日従来本会に設けられてあった労務部会の発展的な解散、続いて北海道社会保険労務士会の設立とあ

北海道に於けるその大部分は実質的な社会保険労務士免許取得者によって設立された北海道社会保険労務士会の会員は、大多数北海道行政書士会の会員から成り居る現況にかんがみ、本会と致しまして、北海道社会保険労務士会の育成発展のためには出来る限りの援助と協力を必要とされるものと存するものであります。

御承知の通り、行政書士業務の一部門でありました社労働部門が新に士法として誕生独立し、更に又、行政書士業務の部門より〇〇士法等何時出来上らないとも予測する事が出来得ない実情にあります。臨時行政調査会では行政簡素化としてのその目的のみにとらわれた形式的なる調査報告によって、行政書士を土界の犠牲となし、社会から抹殺しようとしているもののようにあります。

此等幾多の困難なる現況を打破し行政書士の資質の向上と業務擁護のために日本行政書士会連合会にて行政書士法の大改正を目的に行政書士法改正特別委員会を設け、委員長には青木大阪行政書士会長とし、総括管理審議委員、各委員制度立案委員、改正基本立法案委員、法人化会則立案委員、報酬額調査審議委員会制度立案委員、国会対策立案委員、行政管理庁、法制局対策立案委員等多数の委員からなり、それぞれの受持を慎重審議されて作成された行政書士法改正法案を自治省に提出、自治省にて目下逐条審査中であります。今後の行政書士が発展するか否かは今回の行政書士法の大改正をなし得るかどうかによって決せられると云うも過言ではないと信ずる次第であります。従いまして、行政書士法改正法案が政府提案として提案されるか議員提案として提出されるかは現在のとおり判然としておりませんが、本年の通常国会に提案されるよう、日行連にて努力中であります。提案されましたらば会員の皆さんへ報告致しますので、是非とも改正法律として無事通過公布となるよう全会員の総力を上げての運動をお願い致しまして、新年を迎え会員の一層の御健勝と御発展を祈念して挨拶と致します。

謹賀新年

清らかな新春を迎え 御繁栄を祈り上げます 昭和四十五年元旦

北海道行政書士会

札幌市南一条西五丁目 愛生館ビル 4階

- 会長 渡 辺 慶 吉 (札幌)
副会長 藤 山 利 夫 (札幌)
理事 佐 藤 幸 之 助 (札幌)
常任理事 竹 原 健 治 郎 (函館)
大 銅 竹 治 (札幌)
鈴 木 次 男 (札幌)
成 田 正 幸 (札幌)
成 沢 梅 次 郎 (札幌)
梶 井 与 四 郎 (札幌)
荒 井 慶 次 郎 (旭川)
佐 々 木 行 雄 (十勝)
後 藤 藤 麿 (空知)
理 事 黒 島 宇 吉 郎 (函館)
真 貝 四 郎 (網走)
灰 原 泰 宏 (室蘭)
森 口 松 太 郎 (札幌)
伏 見 勇 (釧路)
石 本 則 善 (日高)
横 路 雅 美 (札幌)
関 野 久 吉 (留萌)
細 井 伊 三 郎 (小樽)
波 邊 弥 一 郎 (十勝)
監 事 渡 辺 駒 藏 (旭川)
波 邊 政 治 (札幌)

昭和44年度会員移動数調 (昭和45.1.1調)

Table with columns: 支部, 年度始, 入会, 退会, 現在. Rows include 札幌, 幌館, 樽知, 川萌, 谷走, 蘭高, 勝路, 室日, 十釧, 根.

欧州の旅 (其の八)

総務部長 犬飼 竹 治

日本では秀吉などは偉人とされているが、尾張中村(名古屋)の貧しい足軽百姓の子として生まれ、小さいとき父を失い継父に育てられていた。継父は大の酒のみでつくあたるので秀吉は、家から出て野宿をすることが多く、よく川辺の繋ぎ舟にむしろを敷いて夜を過したという。それから野武士の家来になり、更に偉くなりそうなる主人を探し信長の家来になった。そして信長のゾリー取りに出世し、寒い朝などはゾリーを懐に入れあためたためいたなど有名な話がある。だんだん重く用いられ、幾度も戦争に出たが、戦は上手で負け戦は知らなかったという。後に信長の地位を継ぐよ

うになり、関白まで進み最高の地位のほった訳である。

(1) ナポレオン

その秀吉に負けず劣らずの出世コースをとった人にナポレオンがある。ナポレオンは秀吉よりは二〇〇年後の二七六九年に地中海の科シカ島で貴族の家に生まれている。そしてパリの士官学校へは十五歳で入学し、卒業して砲兵士官となり、フランス革命のとき戦功があり総裁政府のもとで軍司令官に進み、イタリアその他に遠征しフランスの国威をあげた。その後ターデータによって統領に就任し、更に一八〇四年国民投票でフランス初代皇帝の位に即いたのである。

(2) ノートルダム寺院

ナポレオンはローマ法王から王冠をもらい戴冠式はパリのノートルダム寺院であった。そのノートルダム寺院はセーヌ川のほとりの環境のよいところで、一六三三年から三百年近くもかかって完成されたといわれ、フランス一の寺院である。寺院内には名工の聖母マリアの像、最後の審判、キリストの先祖その他多くのキリスト関係の彫像があり、またステンドグラスがあり、バラの窓といわれ美しい模様と色合があざやかで観光客の目をうばっている。この寺院では国の大きな儀式が行なわれたが特に珍らしいのは英国ヘンリー六世の戴冠式が行なわれた。ナポレオンの戴冠式の様子は先に述べたベルサイユ宮殿の壁画と凱旋門にかかげられてあり、王冠はベルサイユ宮殿に今も金色さんざんとして保存されている。

(3) ナポレオンの功罪

ナポレオンは国民的な支持を受け、内政において特筆されることは、ナポレオン法典を編纂し完成したこ

とである。信仰の自由・自由平等の原理が貫らぬかれています。また商法・刑法・その手続法等多くの基本法典を出しその威大さを現わしている。それに財政・学制・宗教等の改革も行なっている。しかし対外的には侵略性が強く戦争に明けくれ、ヨーロッパの大部分を制圧し、なお五〇〇万の大軍をひきいロシアに遠征した。ロシアはこれを支えきれず奥地へのがれ首都は兵火で荒廃し、やがて北極圏特有の吹雪と寒気の時期となり大軍の食糧や衣服が欠乏し、フランス軍の凍死者続出し加うるに、ロシアの反撃を受け五〇〇万の大軍は全滅し、ナポレオンは少数の部下とようやくパリに帰り着いた。それから国内では暴動が起き、帝位に即いて十年目に捕われの身となり、イタリア半島西岸エルバ島に流された。この島は今でも人口三万程の小さな島である。

しかしナポレオンはその後皇位をあきらめきれずエルバ島をひそかに脱出しフランスに入り再び皇位にかえり咲いた。ところがまたワテルローの戦いに破れ百日天下におわり、今度はアフリカ大陸西岸方セントヘレナ島に流され、ここで生涯を終えたのである。そして遺骸は一八四〇年パリーのアンヴァリッドに移されねんごろに石棺に埋葬されている。観光客達はそれをよく見ることが出来る。ナポレオンは以上のような生涯を送ったが、今フランス国民はナポレオンを英雄として尊敬していることをうかがい知ることができたのである。

業務資料

〇営利を目的としない法人設立 許可申請書

遺言による財団法人の設立許可申請を
遺言執行者から主務官庁に申請する場合V

財団法人設立申請書

遺言者何某は 年 月 日別紙公正証書により寄附行為をもって何々を設立しようとし、年 月 日死亡しましたから、遺言の趣旨による財団法人として御許可下されたく別紙遺言書及び関係書類を添えて申請する。

年 月 日
何都市区町村大字番地
財団法人 何某設立者

遺言者 何 某
何都市区町村大字番地
右何某遺言執行者

申請人 何 某 殿

〔参照条文〕 1、民 三四

〔注解〕 1、添附書類、遺言書、戸籍謄本

○財団法人の設立を目的とする

遺言による寄附行為

財団法人の設立を目的とする遺言による寄附行為V

遺言者何某は財団法人設立の寄附行為のため左の遺言をする。

何々研究会設立寄附行為に関する規定

(以下生前処分による寄附行為に準ずる)
右遺言を正確ならしめるため、遺言者自らこ

の証書の全文を書き且つ左に日附及び氏名を
自書し印をおした。

年 月 日
何都市区町村大字番地
遺言者 何 某 殿

〔参照条文〕 1、民 三九、九六〇以下
〔注解〕 1、遺言については遺言の書式(六八)以下参照。

○営利を目的としない社団法人定款
変更認可申請書

営利を目的としない社団法人定款変更の許可を主務大臣に申請する場合V
定款変更認可申請書

何都市区町村大字番地

申請人 社団法人 何 々

右代表者理事 何 某

同 何 某

右何々(法人の名称)は 年 月 日の通常総会(又は臨時総会)においてその定款を別紙のとおり変更しましたから、認可下さるよう別紙定款変更の決議書を添えて申請する。

年 月 日
右 何 某 殿

何々大臣 何 某 殿

〔参照条文〕 1、民 三八

○営利を目的としない社団法人定款
変更決議書

営利を目的としない社団法人の定款変更決議書V
年 月 日何都市区町村大字番地に
おいて開いた何々(法人の名称)通常総会(又は臨時総会)において社員の四分の三以上の
同意をもって定款変更に関し左の通り決議し
た。

何々(法人の名称)定款中次のとおり変更
する。第何条を次のとおり改める。

第何条に次の一項を加える。
何々
第何条何項の次に次の一項を加え、第何項中
「何々」を「何々」に改める。

第何条中「何々」の下に「何々」を加え、
「何々」の下に「何々」を削除する。

第何条 削 除
右決議を明確にするため定款第何条により
理事左に署名する。

年 月 日
何々(法人の名称)理事 何 某 殿

同 何 某 殿

同 何 某 殿

参 考

昭和四十四年度

行政書士試験問題

昭和四十四年十月二十五日実施

〔会 報 附 録〕

らびにわれらの決定する諸小島に局限せらるべし」(ポツダム宣言)

- 2、国家権力が対外的に独立性を保つ権力
- 3、基本的人権と公共の福祉を調和させる権力
- 4、国の政治のあり方を最終的に決定する権力
- 5、公権力を行使する者を任命、解職する権力

問3 地方自治法第一四条は、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二條第二項の事務に関し、条例を制定することができる。ここにいう「法令に違反しない限り」とは、法令に違反しない限り、いかなる規定をしてもさしつかえない。

- 1、法令とは法律と政令のことである。したがって、これに違反しなければ制定できる。
- 2、法令に「……」については条例で定める「旨の委任規定がある場合のみ制定できる。
- 3、法令に定めのない事項については、憲法に違反しない限り、いかなる規定をしてもさしつかえない。
- 4、法令に定めのない事項については、条例で規定することができる場合とできない場合がある。
- 5、条例を制定する場合、法令に違反しなければよいので、条例の解釈運用において法令に違反するようないかなる場合があってもやむを得ない。

問4 次に掲げる行政行為のうち、当然に無効ではない。

く、そのかしを理由として取り消し得るにとどまるものはどれか。その番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、相手方の贈賄に基づく営業許可
- 2、収入役が行なった営業許可
- 3、申請に基づかない営業許可
- 4、死人に与えた営業許可
- 5、書面によらないでなした営業許可

問5 代執行は、次のいずれの場合になしうるか。その番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、即時強制を行っても効果が期待されない場合
- 2、行政上の代替的作為義務の不履行のある場合
- 3、不作為義務の不履行により一般公衆に重大な支障を及ぼした場合
- 4、一身に関する警察義務の違反に対して直接強制できない場合
- 5、公法上の金銭給付義務について不履行のある場合

問6 現行の地方自治制度は、住民の意思に基づいて、地方公共団体の行政が行なわれるよう代表民主制と直接参政の制度を定めている。
次は、直接参政制度に基づく請求権を列挙したものである。このなかから住民単独で請求することのできるものの番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、条例の制度改廃の請求権
- 2、議会の解散請求権
- 3、議員、長の解職請求権
- 4、主要公務員の解職請求権
- 5、住民監査請求権

問7 「時効」は、ある事実状態が一定期間継続した場合に、その状態がはたして真実の権利関係に合致するか否かを問わずにその事実状態をそのまま法的に正しいものと認めようとする制度である。

業務関係法令

問1 憲法第一一条は、「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えらる」と規定しているが、これは、基本的人権が国家権力によって、みだりに侵害されてはならないという原則を示すものであって、絶対的に制限し得ないということを示すものではない。

次の各項について、その行使を制限されるか否かについて、制限される場合は○を、制限されない場合は×を()のなかに書き入れなさい。

- 1、公共の福祉に反するとき ()
- 2、行政上の通達により制限するとき ()
- 3、行政命令により制限するとき ()
- 4、国の存立のため必要があるとき ()
- 5、権利の濫用となるとき ()

問2 「主権」という言葉はいろいろな意味に使用される。例えば「天皇主権から国民主権へ」という場合の主権と、「主権は国家にある」という場合の主権とは、その表わす意味が異なる。では前者の場合の主権の意味として最も妥当なもの番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、「日本の主権は、本州、北海道、九州、四国な

次のうち、誤まっているものの番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、時効の効果は、援用(時効によって利益を受けるものが時効の利益を受ける意思表示をするこ)と、放棄(時効の利益を受けないという意思表示をすること)によって確定する。
- 2、時効の効果として、権利の得喪を生ずるが、その効果は、時効期間の最初にはさかのぼらない。
- 3、時効には、取得時効と消滅時効とがある。
- 4、裁判所は、当事者が時効の援用をしなければ、これによって裁判をすることができない。
- 5、この制度の根底には「権利の上に眠れる者を保護しない」という思想がある。

問8 行政書士甲は、準禁治産者乙から、次の件について契約書の作成を依頼された。補佐人の同意を必要としないものはどれか。その番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、乙所有の土地三〇〇坪を売ること。
- 2、乙の友人丁から一〇〇万円借用すること。
- 3、乙所有の土地と東京都所有の土地を交換すること。
- 4、乙所有の家を増築すること。
- 5、乙所有の建物を一年間内に貸すこと。

問9 虚偽表示の例はどれか。その番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、行政書士甲は、乙の依頼により書類を作成するに際し、一〇〇ポンドと書くべきところを一〇〇ドルと書き、乙に損害をこうむらせた。
- 2、行政書士甲は、司法書士の資格がないにもかかわらず「司法書士、行政書士」の看板を掲げている。
- 3、乙は差押えを免れるために行政書士甲と通謀し甲に不動産を売ったような証書を作り登記した。

問14 次のうち正しいものの番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、行政書士は、「(氏名)行政書士」という表札を掲示しなければならない。
- 2、行政書士は、正当な理由がない限り、依頼を拒むことができない。
- 3、行政書士は、出張所を廃止したときには、その旨を知事に届ける必要はない。
- 4、行政書士は、毎年十二月末日までに年計報告をしなければならない。
- 5、行政書士が、業務上使用する職印は、区市町村長に届け出なければならない。

問15 次の行政書士会について述べたものであるが、正しいものの番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、行政書士会を退会できるのは、疾病及び他の都道府県への転居の場合に限られている。
- 2、行政書士会の会則の変更にも都道府県知事の認可が必要である。
- 3、東京都のように人口の多いところでは、知事の認可を受け、行政書士会を二つ設立することができる。
- 4、行政書士の登録数が百名に満たない県は、政令で、隣接する県と合同で一つの行政書士会を設立することが、特に認められている。
- 5、行政書士試験合格者は、登録しなくても行政書士会に入会できる。

問16 次の行政書士法違反にかかる罰則について述べたものであるが、正しいものの番号一つをえら

4、行政書士甲は、補助者乙をして丙に使いを出した。乙は丙に対して千円というところを誤って一万円と言った。

5、補助者甲は、試しにでたらめな契約書を作成し、乙に郵送したら、乙はすっかりその契約書を信用してしまった。

問10 行政書士の業務は行政書士法に基づき、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類とか権利義務又は事実証明に関する書類を作成することにあるが、しかし、このような業務であっても、他の法律において制限されているものについては、業務を行なうことが出来ないことになっている。

1、報酬を得る目的をもって特許、実用新案、意匠若しくは商標に関し、特許庁又は通産大臣に対しなすべき事項に関する書類を作成すること。

問11 次の行政書士が業務遂行上守らなければならないものばかりであるが誤っているものはどれか。その番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、行政書士法違反の罪は、すべて親告罪である。
- 2、行政書士でない者が業として行政書士の業務を行なった場合でも、報酬額に定められた報酬を得ていれば罰せられない。
- 3、行政書士法違反に対する罰則は、すべて罰金である。
- 4、行政書士でない者が業として行政書士の業務を行なった場合でも、報酬額に定められた報酬を得ていれば罰せられない。
- 5、行政書士法違反に対しては、日本行政書士連合会が第一次裁判権を有する。

問17 私法上の権利は、内容たる利益を標準とする分類、作用(効力)を標準とする分類、効力の範囲を標準とする分類に分けられるが、作用(効力)を標準とする分類に属する権利はどれか。その番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、絶対権
- 2、財産権
- 3、形成権
- 4、人格権
- 5、身分権

問18 「一般人は通行を禁ず」という立札が立っているとき、部内関係者なら通行してもよいとするのは、次のどの解釈にあたるか。その番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、縮小解釈
- 2、文字解釈
- 3、拡張解釈
- 4、反対解釈
- 5、勿論解釈

問19 次の刑罰について述べたものであるが誤っているものの番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、現行刑法は付加刑として没収を規定している。
- 2、凶悪犯に対しては、火あぶり、はりつけなどに処してもよいとするのが判例の態度である。
- 3、行政罰たる過料は刑法上の刑ではない。
- 4、「刑罰は犯人の教育改善を目的とするもの」と解

1、その業務を他人に行なわせないこと。ただし、補助者を置いてその業務の補助をさせることはさしつかえない。

2、不正又は不当な手段で、依頼を誘致するような行為をしないこと。

3、正当な理由がなく、業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らさないこと。ただし、行政書士でなくなった後はこの限りでない。

4、法令又は依頼の趣旨に反する書類を作成しないこと。

5、書類の作成に当たっては、良質の用紙を使用し、平易簡明な文章で字画を明確に記載し、作成した書類の末尾又は欄外に作成の年月日を付記し、署名して職印を押印すること。

問12 知事は、行政書士の登録を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消しなければならないことになっているが、次の事項のうち登録の抹消に該当しないものはどれか。その番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、その業を廃止しようとする旨の届出をしたとき
- 2、他の都道府県において行政書士の登録を受けているが、重ねて行政書士の登録を受けたとき
- 3、死亡したとき
- 4、行政書士会を退会したとき
- 5、準禁治産者の宣告を受けたとき

問13 次の行政書士の補助者について述べたものであるが、正しいものの番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、補助者はつねに置かなければならない。
- 2、補助者を置かなくなったとき、知事に届けなければならない。
- 3、補助者は、都道府県知事の認可を受けた場合に限り置くことができる。

問20 「はんこ」は私達の経済生活に重要な役割を果たしている。特に区市町村長が証明交付する印鑑証明書が使用される場合には、本人との同一性をも証明し、あるいは信頼される機能をもっている。例えば公証人はこれを証明資料として本人と認定し、登記所や金融機関等においても一応本人の行為として推定している。このため区市町村における印鑑に関する事務の取扱いは、十分な注意を払って処理されている。

次は東京都における各区市町村長の行なう印鑑登録及び印鑑証明事務の処理について述べたものである。正しいものの番号一つをえらび、○でかこみなさい。

- 1、印鑑に関する事務の取扱いは、全国統一的に処理する必要があるため必要な事項を法律で定めている。
- 2、印鑑に関する事務は、区市町村長が処理すべき事務であるから、当該区市町村の条例に基づいて行なわれ、東京都は関与しない。
- 3、印鑑に関する事務の取扱いは、全国統一的に処理する必要があるが、法律が定められていないので、所管省である自治省の取扱基準に基づいて行なわれる。
- 4、印鑑に関する事務は、区市町村長が処理すべき事務であるため、ほとんど区市町村で各条例を定め、規則のみによって行なっているところもある。
- 5、印鑑に関する事務は区市町村長が処理すべき事務であるから当該区市町村の条例に基づき処理されているが、東京都は特別区相互間の調整をはかるため地方自治法に基づく調整条例を定めている。